

基 調 提 案

1. はじめに

今年 2 月 24 日にはじまったロシアによるウクライナへの侵略行為は冬を迎える現在も長期化の様相を呈しています。爆撃や被害のリアルタイムな映像が世界中に拡散することで、私たちの日常も足元も、実は非常に不安定なものであることを、多くの人々が自覚するようになりました。ロシアの侵攻は一方的で許されることではありませんが、一方で米英やEUという「西側」の陣営に身を寄せれば「正義の側」にあり、安全であるという保障をもたらすものではなく、ロシアへの経済制裁は、むしろ制裁する側も含め世界的なエネルギーの供給不足や食料危機をもたらしています。戦闘の長期化は世界の軍需産業の延命をもたらし、ましてや、今回はウクライナからの活発な情報発信が世界の注目を集めていますが、アフガニスタンや、中東シリア、パレスチナ、アフリカやラテンアメリカの国々などではこれまでも、東西冷戦の延長上にある大国の代理戦争として、弱い立場の国々の多くの民衆が常に犠牲を強いられてきました。

そうした不安定な情勢のもと、新自由主義がもたらした格差は、コロナ禍においてますます大きくなり、人々の分断と孤独が深まっているといえます。

日本においては、昨年 10 月の衆議院総選挙、今年 7 月に行われた参議院選挙の双方で、与党が安定過半数の議席を獲得し、いよいよ改憲に向けた動きへの警戒が高まっています。一方で参議院議員選挙期間中に生じた、安倍晋三元首相への銃撃事件は、私たちの社会に大きな衝撃を与え、今もなおその影響の渦中にあるといえます。岸田首相は安倍元首相の「国葬」を早々に閣議決定し、9 月 27 日に強行したものの、国費投入への批判は日に日に高まり、世論調査でも反対が賛成を上回りました。また、銃撃事件の発端となった「世界平和統一家庭連合（旧世界基督教統一教会）」と政治との関わりについては大きな問題となり今も野党からの追求が続いています。8 年 8 カ月に及ぶ、安倍元首相における政権運営においてまかり通っていた虚偽や不正も、重しを取り除かれ、明るみに出ようとしているかのようであり、すでに 3 人の閣僚が更迭され

ました。旧統一教会が果たしてきた役割が、硬直した家族国家観を反映することで、多様性や個人の尊厳を認めようとしめないイデオロギーといかに結びついていたか。そのことが人権の視点からいかにマイナスに作用していたのか深く分析、批判がなされるべきです。

2 『人権侵害救済法』制定が望まれる現状について

部落差別解消推進法が施行されて6年近くが経過しました。今日的な部落差別の存在を認め、その解決に当たっては、部落差別を許さない社会づくりが重要であるとされましたが、インターネット上の悪質な差別書き込みはあとをたたく、全国の被差別部落をめぐり動画としてアップする「部落探訪」などの情報は、差別的なテロップや発言を伴わないとしても、所在地を暴く行為そのものが問題です。この間横行している昭和チャンネルなどでは、京都市内の改良住宅にある掲示板が映され、住民名までもがアップされています。そうした動画は2次3次と悪質な加工を繰り返し拡散し、差別を商いにしてサイト閲覧のカウントを稼ぐという許されない行為です。しかしながらサイトを運営するプロバイダへ削除要請をしても、訴訟リスクを回避しようとしてなかなか要請にこたえようとはしません。差別を助長する行為は社会悪であることが共通認識となる必要があり、「差別禁止法」の法律がぜひとも望まれる理由となっています。

在日コリアンが集住する宇治市内の「ウトロ地区」への放火事件では、犯人の男性に対して懲役4年の実刑判決が出されました。男性が犯行に及んだ動機は、インターネット上の「在日特権」という誤った情報を信じたからだと言ひ、実際には在日韓国朝鮮の人と、会ったことも話したこともないと供述しています。まさにネットが生んだヘイトクライム（憎悪犯罪）といえます。

総務省は、インターネット上の「誹謗中傷」などの有害情報について、発信者情報の開示を簡略化するなどの「プロバイダ責任制限法」を改正しています。また、総務省、法務省が委託している有識者会議では、削除すべき情報の判断基準を整理し研究もされていますが、身近な場所では、自治体でのモニタリングや条例制定等の積み上げが、現実的な救済につながっていきます。また大阪府議会では、インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害を防止するための条例がすでに制定されています。

それにしても、こうしたプロバイダ等への指導や、研究をおこなっている当の総務省において総務政務官に任命されている杉田水脈衆議院議員は、直接差別に加担しているとして、いくつもの訴訟の対象になっていて、皮肉としか言いようがありません。自らのレイプ被害を勇気をもって告発したジャーナリスト伊藤詩織さんを誹謗中傷するネット上の発言に「いいね」をつけたことで、訴えられた裁判では、この 10 月末、杉田議員が逆転敗訴しています。京都市在住のフェミニスト 4 人が従軍慰安婦問題を含む研究について、杉田議員からネット上でなされた発言が名誉棄損であると訴えられた「フェミ科研費裁判」では、京都地裁では原告が敗訴したものの、現在控訴審が大阪高裁で闘われています。

三重県でも、県会議員が差別を助長するネット上の発言を「いいね」したことが問題となり、議員による交流サイト（SNS）への差別的な投稿禁止を盛り込んだ「議員の政治倫理に関する条例」改正案をまとめ、年内の可決が目指されています。「侵害行為の扇動」はもとより「第三者の行った侵害行為に対する賛成の意見の表明」も行ってはならないと明記されています。

このように差別的行為によって、誰かの生存が脅かされ、名誉が傷つけられる事件が発生したときに、それを許さない姿勢をはっきりと示していくことが何よりも重要です。

3 今後の取り組み課題と展望

ネット上の所在地情報は、そこに実際に住んでいる住民の方々の生存を脅かすのはもちろんですが、一定の収入を得ることにより、地区外に出た被差別当事者にとっても、その不安を喚起させられるものです。所在地情報が氾濫し、さらに不当な身元調査を目的に、第三者に戸籍を不正に取得され本籍地を特定されるなどのアウトティングの可能性が恐怖につながります。特に 50 代、60 代という社会の中堅世代は、子どもが婚期にさしかかる中、日々、悩み苦しんでいるという報告があります。

今年は、水平社 100 年の節目ということで、人の世に熱と光を求め続けてきた先人たちの思いを改めて噛みしめ、様々な記念式典もこの京都の地でおこなわれましたが、創立当時の人々は、こうした電子情報が世界中を飛び交い、その一方で、家族間の序列を記載しつつ管理する「戸籍制度」が残り続けるとい

う事態を、未来として想像することができたでしょうか。

ただ現状として不正な取得をぎりぎりで防ぐ場所は、区役所等の市民窓口しかなく、その業務をおこなう職員へは、司法書士、行政書士など8士業からの請求であっても、矛盾のない具体的な請求事由でなければ発行しないというマニュアルが徹底されなければなりません。また、市民の側も一人でも多くの事前登録型本人通知制度を利用して、みずからのプライバシーを守っていく自覚が必要です。これは、何も被差別当事者だけの問題ではなく、一人一人の出生や婚姻にまつわる個人情報、国やましてや不当に差別を行使しようとする人のものでなく、そのひと個人のものであるということ。その表明こそが民主主義を基礎づけるものとなります。

私たちは、自分の足元から、できることを一つずつ積み上げて、また、周りの大切な人にも伝えながら、差別禁止を含む包括的な人権の法制度の確立へと結びつけていきましょう。水平社が「願求礼賛」した「よき日」へ向かう、次の一步を共に踏み出していきたいものです。

4 具体的な取り組み

私たち京都市実行委員会では、以上のような課題を具体化させ、「部落解放・人権政策確立要求」を勝ち取るべく次の運動を展開します。

- (1) 部落差別解消推進法の具体化を国・地方自治体に求め、中央実行委員会、京都府実行委員会の運動方針にもとづき、積極的に活動していきます。引き続き衆参国会議員に要請行動を行います。
- (2) あいつぐ差別事件・差別事象を広く市民に訴え、その解決に向けて広範な市民と連携し、ともに取り組んでいきます。
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を活用し、憲法月間事業、人権月間事業などをおこないます。
- (4) 戸籍謄本等の不正請求を抑止するために、事前登録型本人通知制度の登録拡大にむけて取り組みを進めます。
- (5) 加盟諸団体の部落問題学習・研究等に積極的に参加していきます。
- (6) 部落問題をはじめとしたあらゆる差別撤廃の活動に協賛・参加していきます。

